

環境厚生委員会資料

病 院 局
令和8年10月1日・2日

■ 条例案 1 件

第 115 号議案 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例〔関係分〕 . . . 1

■ 予算案 1 件

第 104 号議案 令和8年度島根県病院事業会計補正予算（第2号） . . . 2

■ 報告事項 1 件

病院局における障がい者雇用の状況について . . . 3

【第115号議案】

**島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局
職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（病院局
所管分）**

1 提案理由

人事委員会の報告の趣旨並びに一般職の職員の給与に関する法律及び職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、企業局職員及び病院局職員の手当について所要の改正を行う必要がある。

2 改正する条例（下線(2)及び(3)が病院局に係る条例）

- (1) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (2) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

3 病院局関係条例の改正の概要

- (1) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正

ア 初任給調整手当の改正

給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回る職員に対して、「第2種初任給調整手当」を支給すること。

イ アに伴う規定の整備

既存の「初任給調整手当」の名称を「第1種初任給調整手当」に改正

第1種初任給調整手当：特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給（病院局では医師及び歯科医師である職員が該当）

- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1)に伴う規定の整備

4 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年度島根県病院事業会計補正予算(第2号)
(9月補正予算)

1. 概 要

- (1) 共済基礎年金拠出金負担率の変更等による一般会計負担金の減
(2) 職員配置の状況(現員現給の反映)による給与費の増減

2. 県立中央病院予算

(単位:千円)

科 目		補正前	補正額	補正後	概 要
	(収益的収入及び支出)				
1	中央病院事業収益	23,178,876	▲ 17,635	23,161,241	共済追加費用・共済基礎年金拠出金の減
2	医業外収益	2,972,857	▲ 17,635	2,955,222	
3	うち一般会計負担金	1,590,003	▲ 17,635	1,572,368	
4	中央病院事業費用	23,932,060	▲ 12,395	23,919,665	職員数(一般職:本局職員を含む) 1,073人 → 1,075人
5	医業費用	23,208,049	▲ 12,395	23,195,654	
6	うち給与費	11,665,115	▲ 12,395	11,652,720	
7	収支差引(1-4)	▲ 753,184	▲ 5,240	▲ 758,424	

3. 県立こころの医療センター予算

(単位:千円)

科 目		補正前	補正額	補正後	概 要
	(収益的収入及び支出)				
1	こころの医療センター事業収益	2,860,777	▲ 3,450	2,857,327	共済追加費用・共済基礎年金拠出金の減
2	医業外収益	994,880	▲ 3,450	991,430	
3	うち一般会計負担金	783,558	▲ 3,450	780,108	
4	こころの医療センター事業費用	3,171,195	▲ 57,934	3,113,261	職員数(一般職) 182人 → 179人
5	医業費用	3,047,196	▲ 57,934	2,989,262	
6	うち給与費	2,034,972	▲ 57,934	1,977,038	
7	収支差引(1-4)	▲ 310,418	54,484	▲ 255,934	

病院局における障がい者雇用の状況について

1. 制度概要

障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務づけ

2. 病院局における障がい者雇用率の状況（令和8年6月分・島根労働局報告数値）毎年6月1日現在の状況を報告

	法定雇用障がい者 数の算定の基礎と なる職員数（人）	職員数を算出 する際の職員 の除外率（％）	障がい者の数 （人）	実雇用率 （％）	不足数 （人）	法定雇用率 （％）
R6. 6. 1	825. 5	45	2 3	2. 79	0	2. 8
R7. 6. 1	998	35	2 5	2. 51	2	2. 8
R8. 6. 1	998	35	3 0	3. 01	0	2. 8
増減(R8-R7)	±0	±0	+ 5	+0. 5	△ 2	—

※ 職員数等は、障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる。

※ 全職員1,534人に占める医師、看護師等1,028.5人の割合に応じて適用される除外率（35％）により、全職員の35％（536人）が算定の基礎となる職員数から除外される。

※ 職員の除外率は、制度改正に伴い令和7年度以降10％引き下げ（45％→35％）

・主な変動理由（令和7年7月以降）

中央病院、こころの医療センターに設置しているワークセンターに、会計年度任用職員として障がい者を採用したことにより5名分増

3. 採用試験の実施状況

- ・ 5月以降 障がい者を受験対象に含めた県立病院正規職員採用試験を実施
- ・ 随時 障がい者を対象とした会計年度任用職員（ワークセンター勤務）採用試験を実施

4. 今後の取組等

- ・ 「島根県病院局障がい者活躍推進計画」に基づき、引き続き、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを推進する。
- ・ 障がい者の働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた雇用管理に関する理解を深めるための「職員研修」を継続的に実施する。
- ・ 先駆的な取り組みをしている医療機関の事例を県立病院に設置するワークセンターにおける業務の選定等に活用し、作業の集約化、更なる雇用の創出・離職防止、環境整備等を図る。

【参考】知事部局等の障がい者雇用率の状況

	実雇用率（％）		法定雇用率 （％）
	R8. 6. 1	R7. 6. 1	
知事部局	3. 07	2. 80	2. 80
教育委員会	2. 43	2. 48	2. 70